

大阪都市計画局「週休 2 日工事」実施要領

(目的)

第1条 令和元年6月14日に公布・施行された「公共工事の品質確保に関する法律の一部を改正する法律」により、発注者の責務として「働き方改革への対応」が規定された。また、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）に改正・施行された労働基準法により、時間外労働の上限規制が規定され、令和6年4月1日から建設事業においても災害の復旧・復興の事業を除き、全面適用された。

こうした状況を受け、大阪都市計画局では、令和3年11月に「4週8休工事実施要領」を策定し、週休2日工事の取組を拡大してきた。その後、要領の改正を重ね、令和7年8月の改正では週休2日交替制工事を導入し、他産業と遜色ない働き方の実現に向けて、多様な働き方を支援する取組を行っているところである。

本要領は、大阪都市計画局が建設工事における週休2日工事の実施について、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

(1) 週休2日工事

① 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、土日以外にも現場閉所することは可能とする。

② 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(3) 現場閉所率

対象期間の日数に対して、現場閉所を行った日数の割合をいう。

(4) 週休2日交替制工事

① 完全週休2日交替制

対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上以上の休日確保する取組をいう。

② 月単位の週休2日交替制

対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日
を確保する取組をいう。

③ 通期の週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日
を確保する取組をいう。

(5) 休日率

対象期間のうち、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

(6) 対象期間

契約日（余裕期間制度活用工事については、「工期の始期日」とする。）から工事完成日までの
期間をいう。なお、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作
のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外
としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まな
い。



対象期間の扱いについては、以下の通りとする。

① 準備期間

契約日から現場着手日までの期間とし、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含むもの
とする。

② 後片付け期間

現場完成日から工事完成日までの期間とする。

③ 夏季休暇

受注者が夏季休暇を取得するため現場を閉所する期間とし、連続した3日間とする。

なお、受注者の計画的な休暇取得のため、受発注者が合意のうえ夏季休暇期間を変更する
ことができる。また、夏季休暇期間に土日が含まれる場合、対象期間から除外するものとす
る。

④ 年末年始休暇

官公庁閉庁期間である12月29日から1月3日までの6日間とする。

なお、受注者の計画的な休暇取得のため、受発注者が合意のうえ年末年始休暇期間を変更

することができる。また、年末年始期間に土日が含まれる場合、対象期間から除外するものとする。

⑤ 発注者が対象外とする作業を実施する期間

施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とする。

(対象工事)

第3条 大阪都市計画局が発注する全ての工事を対象に、週休2日工事（発注者指定方式）として発注することを原則とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- ① 著しく施工期間が短い工事（不稼働日を除く実稼働日数が5日未満の工事）
- ② 単価契約工事又は緊急の応急復旧工事
- ③ 災害復旧工事又は復興事業にかかる工事
- ④ 供用開始日が定められ、完成期日が指定される工事（社会的要請や現場条件の制約により現場閉所を行うことが困難となる工事も含む）
- ④ 計画的な週休2日の取組について受注者との協議を必要とする工事

2 前項において、週休2日工事（発注者指定方式）の対象外としている③、④の工事については、週休2日交替制工事（発注者指定方式）として発注することができる。

3 第1項及び前項の適用が困難な工事について、発注者の判断により週休2日工事（受注者希望方式）として発注することができる。

4 大阪府公共建築工事積算基準を適用する工事（建築工事、建築設備工事）においては、大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室の「週休2日促進工事实施要領」により取り組むものとする。

5 港湾請負工事積算基準（国土交通省）を適用する工事（港湾工事）においては、大阪港湾局の「4週8休工事实施要領」により週休2日工事に取り組むものとする。

(発注方式)

第4条 発注方式は以下の通りとする。

(1) 週休2日工事（発注者指定方式）

受注者が、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）

(2) 週休2日交替制工事（発注者指定方式）

受注者が、完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日交替制は必須）

（３）週休２日工事（受注者希望方式）

受注者が、月単位の週休２日、通期の週休２日、月単位の週休２日交替制、通期の週休２日交替制のいずれかの取組を希望する場合、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式

（実施形式の決定等）

第５条 取組内容は、次のとおりとする。

実施形式の決定等は以下の通りとする。

（１）週休２日工事（発注者指定方式）

受注者は、完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日のいずれかを選択のうえ、落札候補者の提出書類提出時に合わせて「週休２日工事」取組形式確認書（様式１号）を提出するものとし、契約後、受発注者間で協議を行い、実施形式を決定するものとする。

なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできない。

（２）週休２日交替制工事（発注者指定方式）

受注者は、完全週休２日交替制又は月単位の週休２日交替制のいずれかを選択のうえ、落札候補者の提出書類提出時に合わせて「週休２日交替制工事」取組形式確認書（様式２号）を提出するものとし、契約後、受発注者間で協議を行い、実施形式を決定するものとする。

なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできない。

（３）週休２日工事（受注者希望方式）

受注者は、月単位の週休２日、通期の週休２日、月単位の週休２日交替制、通期の週休２日交替制のいずれかを希望する場合、現場着手日までに、週休２日工事实施希望確認書（様式３号）を提出し、受発注者間で協議を行い、協議が整った場合に限り取り組むことができる。

なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできない。

また、受注者が、週休２日工事の取組を希望しない場合においても、週休２日工事实施希望確認書を提出するものとする。

（休工計画表の提出）

第６条 前条（１）又は（３）により「完全週休２日（土日）」、「月単位の週休２日」、「通期の週休２日」のいずれかを実施形式として決定した工事については、受注者は、「週休２日工事」休工計画（実施）表（様式４号）を作成し、当初の施工計画書と併せて提出するものとする。

（工事看板の設置）

第７条 週休２日工事又は週休２日交替制工事の場合、受注者はその旨を示す「取り組み看板」を工事現場に設置すること。

（振替休工の扱い）

第8条 第5条（1）又は（3）により週休2日工事の実施形式を決定した工事において、施工条件や地元条件等、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、受発注者間で事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。

なお、週休2日工事における振替休工の扱いは以下の通りとする。

① 完全週休2日（土日）

- ・同一週内の月曜日から金曜日に限り、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とし、振替休工を指定する週においては、1週間に2日以上現場閉所を行うものとする。
- ・同一月内における振替休工の使用回数に制限はない。
- ・悪天候による振替休工はできるものとする。

② 月単位の週休2日

- ・同一月内の月曜日から金曜日に限り、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、振替休工を指定する月については、4週8休の現場閉所を行うものとする。
- ・同一月内における振替休工の使用回数に制限はない。
- ・悪天候による振替休工はできるものとする。

③ 通期の週休2日

- ・対象期間内の月曜日から金曜日に限り、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、振替休工を指定する場合、対象期間において4週8休の現場閉所を行うものとする。
- ・対象期間における振替休工の使用回数に制限はない。
- ・悪天候による振替休工はできるものとする。

（夜間工事の扱い）

第9条 夜間工事で曜日を跨ぐ場合、夜間工事開始の曜日を作業日（現場稼働日）とするものとする。

（確認方法）

第10条 第5条（1）又は（3）により週休2日工事の実施形式を決定した工事において、受注者は、毎月5日までに「週休2日工事」休工計画（実施）表（様式4号）及び「週休2日工事」休工状況報告書（様式5号）を提出し、監督職員はこれを確認するものとする。

このとき、週休2日の取組が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

2 第5条（2）又は（3）により週休2日交替制工事の実施形式を決定した工事において、受注者は、毎月5日までに「週休2日交替制工事」休日取得実績表（様式6号）、「週休2日交替制

工事」休日率算定・達成判定表（様式 7 号）及び「週休 2 日交替制工事」休日取得報告書（様式 8 号）を提出し、監督職員はこれを確認するものとする。

このとき、週休 2 日交替制の取組が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

（週休 2 日工事等の達成判断）

第 11 条 週休 2 日工事の達成判断は以下の通りとする。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

① 完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

② 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の現場閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休 2 日

対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。

2 週休 2 日交替制工事の達成判断は以下の通りとする。

① 完全週休 2 日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（2 日／7 日）以上の水準の状態をいう。

② 月単位の週休 2 日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。

③ 通期の週休 2 日交替制

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。

（その他）

第 12 条 この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和８年８月１日から施行するものとし、令和８年８月１日以後の「単価適用年月日」を用い積算業務に着手する工事から適用する。

「４週８休工事実施要領（令和７年６月１日施行版）」は「大阪都市計画局「週休２日工事」実施要領（令和８年８月１日施行版）」の施行をもって廃止する。

ただし、令和８年８月１日以前の単価適用年月日で積算する工事については、「４週８休工事実施要領（令和７年６月１日施行版）」による。

「週休2日工事」取組形式確認書

大阪府 様

住所

商号又は名称

代表者

(押印不要)

☐ ○○○○○○○○ ☐ ○○○○○○○○○○○○○○○○工事において、週休２日工事（発注者指定方式）の実施にあたり大阪府 都市整備部「週休２日工事」実施要領 第５条（１）に基づき、次の通り形式を選択します。

記

実施形式の選択	☐ 「完全週休２日（土日）」を選択します。
	☐ 「月単位の週休２日」を選択します。

※選択する形式のチェックボックスに✓を入れてください。

(注) 本確認書は、週休2日工事（発注者指定方式）において、落札候補者の提出書類を提出する時に、必ず提出してください。

なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできません。

「週休2日交替制工事」取組形式確認書

大阪府 様

住所

商号又は名称

代表者

(押印不要)

☐ ○○○○○○○○ ☐ ○○○○○○○○○○○○○○○○工事中において、週休２日交替制工事（発注者指定方式）の実施にあたり大阪府都市整備部「週休２日工事」実施要領 第５条（２）に基づき、次の通り形式を選択します。

記

実施形式の選択	☐ 「完全週休 2 日交替制」を選択します。 ☐ 「月単位の週休 2 日交替制」を選択します。 ※選択する形式のチェックボックスに✓を入れてください。
----------------	--

(注) 本確認書は、週休2日交替制工事（発注者指定方式）の場合において、落札候補者の提出書類を提出する時に、必ず提出してください。

なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできません。

週休2日工事实施希望確認書

大阪府 様

住所

商号又は名称

代表者

(押印不要)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事において、週休２日工事（受注者希望方式）の実施にあたり大阪府都市整備部「週休２日工事」実施要領　第５条（３）に基づき、次のとおり提出しますので、実施にかかる協議をお願いします。

記

実施形式の選択	☐ 「月単位の週休2日」の取組を希望します。 ☐ 「通期の週休2日」の取組を希望します。 ☐ 「月単位の週休2日交替制」の取組を希望します。 ☐ 「通期の週休2日交替制」の取組を希望します。 ☐ 「週休2日及び週休2日交替制」の取組を希望しません ※選択する形式のチェックボックスに✓を入れてください。
----------------	---

(注) 本確認書は、週休２日工事（受注者希望方式）において、現場着手日までに、土木請負
工事必携 様式－９ 協議書（打合せ簿）に添付して提出してください。

本確認書を提出した後、監督職員と協議を行い、協議が整った場合に限り選択した取組について実施することができるものとします。

なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできません。

「月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日交替制」を選択し、取組の実施が確認できた場合は、金額の変更を行います。

工 期： 令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()
対象期間： 令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()

現場閉所率算定／達成判定表

項目		対象期間日数	休工日数					休工日数合計	現場閉所率	達成判定（週別）	達成判定（形式別）
			土日	土日以外	休工 悪天候による	振替休工					
		イ	■	★	▲	◎	ロ	ロ/イ			
完全週休2日 （土日）	1週目	0	0	0	0	0	0	0	***		
	2週目	0	0	0	0	0	0	0	***		
	3週目	0	0	0	0	0	0	0	***		
	4週目	0	0	0	0	0	0	0	***		
	5週目	0	0	0	0	0	0	0	***		
	6週目	0	0	0	0	0	0	0	***		
月単位の週休2日		0	0	0	0	0	0	0	***		
通期の週休2日		0	0	0	0	0	0	0	***		

【凡例】 □：計画休工（土日） ☆：土日以外の計画休工（祝日、振替休日、受注者独自の休日）
■：実施休工（土日） ★：土日以外の実施休工（祝日、振替休日、受注者独自の休日） ▲：悪天候による休工 ◎：振替休工
一：対象期間外（準備期間、後片付け期間、夏季休暇、年末年始休暇、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間 等）

【完全週休2日（土日）達成判定】
各週において、土日に休工（現場閉所）を実施していれば「○」とする。 なお、土日以外の計画休工を設定し実施した場合は、現場閉所率が28.5%（2日/7日）以上の水準で「○」とする。
また、暦や対象期間外の設定の都合により1週間あたり7日の対象期間が設定できない週においては、実施状況を確認のうえ判定するものとする。
（令和8年8月実施要領より適用）振替休工日数の使用回数の制限はない。 また、悪天候による振替休工は可とする。

【月単位の週休2日 達成判定】
対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準で「○」とする。 ただし、暦上の土日の閉所で28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っていれば「○」とみなす。

【通期の週休2日 達成判定】
対象期間の現場閉所率が 28.5%（8日/28日）以上の水準で「○」とする。

年月日：

「週休 2 日工事」 休工状況報告書

工 事 名	
受 注 者 名	
工 期	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
対 象 期 間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
取組形式 (着手前)	
取組形式 (完成時)	

年	月	完全週休 2 日（土日）	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
		判定	判定	判定
総合判定				
		【判定方法】 各月で「○」となっている場合は「達成」と判定する。	【判定方法】 各月で「○」となっている場合は「達成」と判定する。	【判定方法】 最終月で「○」となっている場合は「達成」と判定する。

【備考】

1. 毎月5日までに前月分までを累計したものを監督職員に提出すること。
2. 本報告書を提出する時は、前月分の「週休2日工事」休工計画（実施）表（様式4号）を併せて提出すること。
3. 行が不足する場合は、行を追加すること。

総括監督員	主任監督員	監督員	副監督員
☐	☐	☐	☐

現場代理人	主任(監理)技 術者
□	□

「週休 2 日交替制工事」休日取得実績表

工 事 名 : _____

受注者名 : _____

取組形式（現場着手前） : _____

工 期 : 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

対象期間 : 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

年月																																		
週																																		
日																																		
曜日																																		
記事																																		
現場																																		
番号	会社名	氏名																																
1																																		
2																																		
3																																		
4																																		
5																																		
6																																		
7																																		
8																																		
9																																		
10																																		
11																																		
12																																		
備考																																		

【凡例】 ■：休日

—：対象期間外（準備期間、後片付け期間、夏季休暇、年末年始休暇、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間 等）

※ 下請業者等において、現場に従事しない期間は対象期間外とすること。

【注意】 対象期間中において、各番号に記載する会社名、氏名については変更しないこと。 また、番号（行）の追加は行わないこと。 （自動集計ができなくなります）

「週休2日交替制工事」休日率算定・達成判定表

工 事 名 : _____
受注者名 : _____
取組形式（現場着手前） : _____

工 期 : 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
対象期間 : 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

年月																																	
区分		完全週休2日交替制																月単位の 週休2日交替制				通期の 週休2日交替制											
		1週目				2週目				3週目				4週目												5週目				6週目			
項目	対象 期間 日数	休 工 日 数	休 日 率	達成 判定	対象 期間 日数	休 工 日 数	休 日 率	達成 判定	対象 期間 日数	休 工 日 数	休 日 率	達成 判定	対象 期間 日数	休 工 日 数	休 日 率	達成 判定	対象 期間 日数	休 工 日 数	休 日 率	達成 判定	対象 期間 日数	休 工 日 数	休 日 率	達成 判定	対象 期間 日数	休 工 日 数	休 日 率	達成 判定					
	イ	■	■/イ		イ	■	■/イ		イ	■	■/イ		イ	■	■/イ		イ	■	■/イ		イ	■	■/イ		イ	■	■/イ						
	(参考) 現場		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***				
番号	氏名	1週目				2週目				3週目				4週目				5週目				6週目				月単位				通期			
1		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
2		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
3		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
4		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
5		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
6		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
7		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
8		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
9		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
10		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
11		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
12		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***		0	0	***					
達成判定（週別）																																	
達成判定（形式別）																																	

【完全週休2日交替制 達成判定】 対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（2日／7日）以上の水準で「○」とする。
なお、暦や対象期間外の設定の都合により1週間あたりの対象期間が7日に設定できない週においては、実施状況を確認のうえ判定するものとする。

【月単位の週休2日交替制 達成判定】 対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準で「○」とする。
なお、暦や対象期間外の設定の都合により1カ月あたりの対象期間が28日に設定できない月においては、実施状況を確認のうえ判定するものとする。

【通期の週休2日交替制 達成判定】 現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準で「○」とする。

【注意】 対象期間中において、各番号に記載する氏名については変更しないこと。 また、番号（行）の追加は行わないこと。 （自動集計ができなくなります）

年月日：

「週休 2 日交替制工事」 休日取得報告書

工 事 名	
受 注 者 名	
工 期	令和 年 月 日()～令和 年 月 日()
対 象 期 間	令和 年 月 日()～令和 年 月 日()
取組形式（着手前）	
取組形式（完成時）	

年	月	完全週休２日交替制	月単位の週休２日交替制	通期の週休２日交替制
		判定	判定	判定
総合判定				
		【判定方法】 各月で「○」となっている場合は「達成」と判定する。	【判定方法】 各月で「○」となっている場合は「達成」と判定する。	【判定方法】 最終月で「○」となっている場合は「達成」と判定する。

【備考】

1. 毎月5日までに前月分までを累計したものを監督員に提出すること。
2. 本報告書を提出する時は、前月分の「週休2日交替制工事」休日取得実績表（様式6号）及び「週休2日交替制工事」休日率算定・達成判定表（様式7号）を併せて提出すること。
3. 行が不足する場合は、行を追加すること。

総括監督員	主任監督員	監督員	副監督員
☐	☐	☐	☐

現場代理人	主任(監理) 技術者
☐	☐